

発第156号

令和4年3月15日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

引換事務の見直しに伴う「日本銀行が行う損傷現金の
引換えに関する取扱手続」の一部改正について

今般、日本銀行では、来店した方の同意を得たうえで実施してきた引換依頼人に対する本人確認を取り止めるなど、引換事務の見直しを行うこととしました。

これに伴い「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」を一部改正し、令和4年4月1日から実施することとしましたので通知します。

改正後の手続につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 3. (4) を横線のとおり改める。

3. 窓口時間等

(4) 日本銀行では、損傷現金の引換えについては、過去の取扱数量の実績等を踏まえ、その取扱のために必要と考えられる態勢をとっていますが、損傷現金の数量、損傷度合等によっては、当日中に引換えを行えない場合があります。この場合、日本銀行では損傷現金は、営業日を跨いで損傷現金をお預りすることは原則として行いできませんので、その一部または全部を引き取ってお引き取りいただき頂き、後日改めてお持ち込み頂いただくよう、お願いすることがあります。

- 4. を横線のとおり改める。

4. 引換基準

日本銀行は、以下次の基準に従い、損傷現金の引換えを行います。以下の基準を満たさないものについては、失効となります。

(1) 銀行券

表裏の両面が具備されている銀行券を対象とします。具体的な引換基準は以下次のとおりです。

イ. }
ロ. } 略（不変）

なお、銀行券の紙片が2以上ある場合において、当該各紙片が同一の銀行券の紙片であると認められるときは、当該各紙片の面積を合計した面積をその券面の残存面積として、上記の基準を適用します。

(2) 貨幣

模様の認識ができる貨幣を対象とします。具体的な引換基準は以下次のとおりです。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目が減少した貨幣について

は、以下次の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に額面価格の全額をもって引換えます。

イ. }
ロ. } 略（不変）

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 損傷現金の持込時の整理等

(1) 損傷現金の持込時の整理

損傷現金についてを持ち込む際には、引換手続を円滑に行う観点から、以下次のとおり整理を行って頂きくださいますよう、ご協力をお願いします。

イ. 銀行券

- ① 欠損部分は表裏両面の確認ができるようにして補修してください。なお、補修に当たっては、ビニールテープまたはホッチキス、虫ピンその他の金属の使用は避けて、極力できる限り紙テープ等の粘着性の弱いテープを使用してください。
- ② 破れた銀行券については、できる限り各片を紙テープ等の粘着性の弱いテープにより貼り合わせてください。特に、シュレッダー等により細かく裁断されたものを含めは、そのままの状態では同一の銀行券の紙片であると認めるのが困難ですので、破れた銀行券については、極力必ず各片を紙テープ等の粘着性の弱いテープにより貼り合わせてお持ち込みください。そのまた、各片を貼り合わせる際は、記番号の確認、模様の突合、色調の確認等を行うことにより、異なった銀行券の紙片などを貼り合わせないようにしてご注意ください。日本銀行は、細かく裁断されたままの状態を持ち込まれた場合には、同一の銀行券の紙片であることが確認できないと認められる紙片のみを合計した面積をその券面の残存面積として、失効と判断することがあり4.
(1)の引換基準を適用します。
- ③ 濡れた銀行券については、極力できる限り1枚ずつの状態で乾かして乾燥させてください。
- ④ 銀行券に付着した汚損物は、極力除去してできる限り取り除いてください。
- ⑤ 略（不変）

ロ. 貨幣

- ① 略（不変）
- ② 汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させてからお持ち込みください。
- ③ 金属片や、プラスチック等の付着物、混合物は、極力できる限り取り除いてください。

(2) 破砕のおそれのある現金の取扱等

イ. 焼損等により破砕のおそれのある現金は、箱に入れる等など、極力できる限り原形を崩さぬように持ち込んでください。粉々な状態になると、失効と判断することがあります。

ロ. 略（不変）

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 引換手続

- (1) 略（不変）
- (2) 損傷現金の引換依頼を行う取引先は、~~事前に引換依頼を行う旨を、「引換依頼書」~~（現金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-1、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-2）の表面をファクシミリ送信する等の方法により、事前に日本銀行にご連絡ください。
- (3) 略（不変）
- (4) 日本銀行は、~~来店した方の同意を得たうえで、本人確認を行うほか、~~損傷現金の4. の引換基準を満たすか否かを判定する参考とするため、損傷に至った経緯や欠損部分の行方などをお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。ただし、~~本人確認については、ファクシミリ等の方法により事前に連絡のあった引換依頼の内容と合致した「引換依頼書」が提示されたとき、また、~~当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する「引換依頼書」が提示されたときは、~~省略することがあります。~~
- (5) 日本銀行は、引換依頼書および損傷現金を受領し受け付けた後、取引先に對して番号札を交付します。
- (6) 日本銀行は、4. の引換基準に基づき、引換依頼を受けた損傷現金の引換代り金の金額を決定します。
- (7) 略（不変）

(8) 引換代り金の支払は、支払方法の別に、以下のとおり行います。

イ. 現金により支払を受ける場合

① 略 (不変)

② 引換代り金を受領するに当たっては、番号札を提出のうえ、取引先名をご連絡お申し出ください。また、引換代り金は、その場で金額を確認してください。

③ なお、(3)で損傷現金添表を提出した取引先に対しては、同表に引換結果を付記のうえ、これを引換代り金の支払時に併せてお返しします。

ロ. 当座勘定への入金による支払

① }
② } 略 (不変)

③ 引換代り金計算書を受領するに当たっては、番号札を提出のうえ、取引先名をご連絡お申し出ください。

④ なお、(3)で損傷現金添表を提出した取引先に対しては、同表に引換結果を付記のうえ、これを引換代り金計算書の交付時に併せてお返しします。

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく、損傷現金の引換えを行います。

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱

現金として偽造または変造されている疑いがあるものを日本銀行に鑑定依頼として持ち込む場合には、可能な限り入手経路を特定したうえで、以下により次のとおり対応してください。その際、入手経路等をお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。なお、鑑定には相当の時間を要する可能性がございますので、ご留意ください。

(1) 極力できる限り、事前に鑑定依頼を行う旨を、「鑑定申込書」(書式第4号)をファクシミリ送信する等の方法により日本銀行に事前にご連絡ください。

- (2) 持込日には、鑑定申込書を添えて所定の窓口へ提出してください。~~なお、その際に入手経路等をお伺いすることがあります。~~
- (3) 真正な現金であると鑑定されたものについては、以下次のとおり対応します。
- イ. 略（不変）
 - ロ. イ. 以外の現金については、~~これをそのまま返却~~します。
- (4) 略（不変）

